

転 出 さ れ る 方 へ

新しい住所地での届出について

1、『転入届』の届出期間

新住所地へ転入された日から 1 4 日以内

2、届出の際、転入地へ持参するもの

- 1) 転出証明書
- 2) 印鑑
- 3) 国民年金手帳（加入者）
- 4) 個人番号通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）
- 5) 本人確認書類（免許証等）

3、印鑑登録

登録をされている方は、転出日において印鑑登録が抹消されます。
印鑑証明が必要な方は、転入地で新たに登録の手続きをしてください。

4、転出取消

都合により転出を取りやめたいときは、「転出証明書」を添えて転出取消の手続きをしてください。

5、転出証明書の紛失

転出証明書をなくしたときは、速やかに届出をしてください。

6、その他

◆西桂町で軽自動車・バイクを所有されていた方は登録住所の変更（廃車）の手続きをしてください。

◆今年度の住民税はそのまま納めてください。住民税はその年の1月1日に住民登録されていた市町村で課税され、転出で住所が変更されても、納税地は変わりません。

※ 別紙に、転出するときに必要な手続きの一覧がありますので、参考にして下さい。

お問い合わせ

〒403-0022

南都留郡西桂町小沼1501-1

西桂町役場 税務住民課

電話 0555-25-2121

転出するときに必要な手続き

西桂町での手続き		新しい住所地での手続き	チェック
印鑑登録を されている方	印鑑登録証(カード)をお 返し下さい。	新たに登録の手続きが必要になります。 市町村によって手続きが異なりますので、 転入地でお問い合わせ下さい。	<input type="checkbox"/>
国民健康保 険に加入さ れている方	西桂町発行の国民健康 保険証をお返し下さい。	転入時に加入の手続きをして下さい。	<input type="checkbox"/>
国民年金に 加入されて いる方	西桂町での手続きはあ りません。	年金手帳を持参して下さい。 転入時に住所変更の手続きをして下さい。	<input type="checkbox"/>
国民年金を 受給されて いる方	西桂町での手続きはあ りません。	住所変更届が必要な方と不要の方がいま すので、新しい住所地でお問い合わせくだ さい。	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医 療被保険者 の方	『後期高齢者医療被保険 者証』をお返しください。 県外へ転出される方は、負 担区分証明書の発行申請 を行ってください。	新しい住所地から『後期高齢者医療被保険 者証』を受領して下さい。 県外へ転出される方は、新しい住所地に 『負担区分証明書』の提出をしてくださ い。	<input type="checkbox"/>
児童手当を 受けている方	児童手当受給事由消滅届 の届出を行って下さい。 税務係で「児童手当用所得 証明書」を取得して下さい。	児童手当用の「所得証明書」を添えて、新 たに請求の手続きをして下さい。	<input type="checkbox"/>
町 税 を お支払いの方	税金の清算を済ませて 下さい。		<input type="checkbox"/>
125cc 以下の バイクを お持ちの方	車両の所在地が変わる場 合は税務係へナンバープ レートをお返し下さい。 廃車証明書を発行します。 印鑑が必要です。	廃車証明書と印鑑を持参し、登録の手続きを して下さい。 125CC 以上の軽自動車をお持ちの方は住所変 更の手続き(専用ハガキの送付)をして下さ い。	<input type="checkbox"/>
水道の使用を 停止する方	建設水道課にて水道の閉 栓(使用停止)の手続きを してください。	転入先で開栓の手続きをして下さい。	<input type="checkbox"/>
犬を飼っ ている方	産業振興課の環境担当 へお知らせください。	犬鑑札を持参し、登録事項変更の手続きを して下さい。	<input type="checkbox"/>
防災ラジ オまたは防 災無線受 信機	総務課へ防災ラジオ(受 信機)をお返し下さい。		<input type="checkbox"/>
こども医療費 受給者証を お持ちの方	「受給資格者証」をお返 しください。	改めて受給の手続きをして下さい。	<input type="checkbox"/>

精神医療の 受給者証を お持ちの方	いきいき健康福祉セン ターへ「受給資格者証」 をお返し下さい。	改めて受給の手続きをして下さい。 同じ保険証に加入されている全ての方の 「所得課税証明書」を転出先に持っていく ようお願いします。	<input type="checkbox"/>
育成医療の 受給者証を お持ちの方	「受給資格者証」をお返 し下さい。	改めて受給の手続きをして下さい。 同じ保険証に加入されている全ての方の 「所得課税証明書」を転出先に持っていく ようお願いします。	<input type="checkbox"/>
養育医療の 受給者証を お持ちの方	いきいき健康福祉セン ターへ「受給資格者証」 をお返し下さい。	改めて受給の手続きをして下さい。 同じ保険証に加入されている全ての方の 「所得課税証明書」を転出先に持っていく ようお願いします。	<input type="checkbox"/>
重度心身障害 者医療費受給 資格者証をお 持ちの方	「受給資格者証」をお返 しください。	改めて受給の手続きをして下さい。 同一世帯の方の「所得課税証明書」を転出 先に持っていくようお願いします。	<input type="checkbox"/>
更生医療の 受給者証を お持ちの方	「受給資格者証」をお返 し下さい。	改めて受給の手続きをして下さい。 同じ保険証に加入されている全ての方の 「所得課税証明書」を転出先に持っていく ようお願いします。	<input type="checkbox"/>
母子、父子家庭 の方で手当等 の受給資格が ある方	【児童扶養手当を受給さ れている方】 「児童扶養手当証書」「印 鑑」をご持参の上転出の手 続きをしてください。 県内外の市町村へ転出す る場合は必ずいきいき健 康福祉センターにて手続 きをしてください。 【ひとり親家庭医療費受 給資格者証をお持ちの方】 「ひとり親家庭医療費受 給資格者証」及び「印鑑」 をご持参の上転出手続き をして下さい。	改めて受給の手続きをして下さい。 同一世帯の方の「所得課税証明書」を転出 先に持っていくようお願いします。	<input type="checkbox"/>
65歳以上の 方 (介護保険)	『介護保険被保険者証』 をお返し下さい。 ◆ <u>要介護認定を受けて いる方は【受給資格者 証】</u> を受領して下さい。	転出先の市町村で『介護保険被保険者証』 を受領して下さい。 ◆ <u>要介護認定を受けている方は【受給資 格者証】</u> を持参し、必要な手続きをして下 さい。	<input type="checkbox"/>
保育所へ入所 中のお子さん のいる方	保育所へ退所届を提出 してください。	改めて入所の手続きをして下さい。	<input type="checkbox"/>
小中学校に在 学中のお子 さんのいる方	教育委員会(きずな未来 館内)で手続きをして下 さい。	通学している学校で転校手続きをし、 「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」 の交付を受け、転入地で手続きをして下 さい。	<input type="checkbox"/>